

令和元年8月23日

令和元年度病害虫発生予察注意報（第3号）

和歌山県農作物病害虫防除所

1. 病害虫名：トマト黄化葉巻病

病原ウイルス：トマト黄化葉巻ウイルス (*Tomato yellow leaf curl virus* [TYLCV])

媒介虫：タバココナジラミ

2. 対象作物：ミニトマト、トマト

3. 対象地域：県中部

4. 発生量：多

5. 発生時期：9月～

6. 注意報発表の根拠

1) 県中部の露地栽培ミニトマトにおける8月中旬のトマト黄化葉巻病の発生ほ場率は100%（平成61%）、発病株率は50.0%（平成26.0%）であった（図1）。

2) 露地栽培の発生ほ場では発病株を抜き取り処分していない場合が多いため、媒介虫であるタバココナジラミのトマト黄化葉巻ウイルス保毒虫率が高まっていると考えられる。

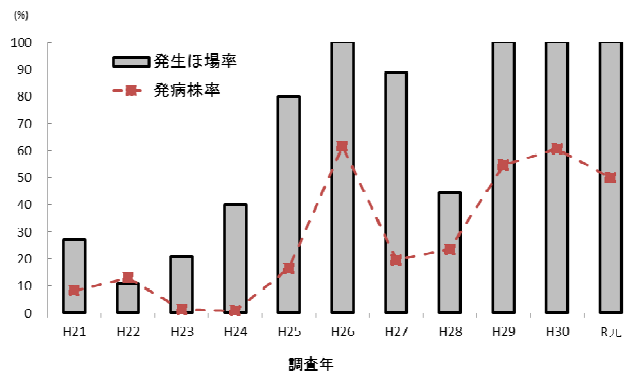


図1 トマト黄化葉巻病発生の変遷（県中部、調査時期：8月）

7. 防除上の注意事項

1) 露地栽培

新たな感染を防ぐため、タバココナジラミの発生を認めたら、本虫に有効な薬剤を散布する。

2) 施設栽培

(1) 生育初期に感染すると被害が大きくなるため、施設栽培では施設開口部に目合い0.4mm以下の防虫ネットを展張し、媒介虫であるタバココナジラミの侵入を防止する。さらに、外張り資材に紫外線除去フィルムを使用すると侵入防止効果が高まる。

(2) 定期的な薬剤散布および定植期の粒剤処理により、感染適期である育苗期から本ば初期（8～10月）のタバココナジラミ防除を徹底する。

(3) 定植前に苗をよく観察し、新葉の退緑がみられる苗やタバココナジラミが発生している苗を本ばに持ち込まないよう注意する。

3) 共通

- (1) 発病株は伝染源となるため見つけ次第抜き取り、直ちに土中に埋めるか、ビニル袋に密封して完全に枯死させてから処分する。
- (2) 野良生えトマトは伝染源となりやすいので見つけ次第処分する。
- (3) 栽培管理や出荷調製後の残さは、ほ場周辺に野積みせず速やかに処分する。
- (4) タバココナジラミは寄主範囲が極めて広く、雑草にも生息するため、ほ場内およびほ場周辺の除草を徹底する。
- (5) 施設栽培では、栽培終了後にすべての株を抜根した上で、7～10日間以上施設を密閉してタバココナジラミを死滅させ、施設外へのタバココナジラミの分散を防止する。
- (6) 防除薬剤については、最新の登録情報（(独)農林水産消費安全技術センターの農薬登録情報提供システム https://www.acis.famic.go.jp/index_kensaku.htm）を参照し、適正に使用する。

担当：和歌山県農作物病害虫防除所
林、井口 TEL:0736(64)2300